

いしかわ商工会ベスト店賞表彰要綱

石川県商工会連合会

1. 目 的

商工会地区の中小店は、大型店の郊外出店や消費者ニーズの多様化などにより厳しい経営を余儀なくされている。しかしながら、これらの店舗は、地域住民の生活に欠かせないものであり、店舗自身も常に地域住民の要望に応じて店づくりやサービスの提供に努めていかなければならない。

この制度は、住民生活に密着した品揃えやサービスなど、魅力ある店づくりに努力している店舗を表彰し、広く紹介することにより、経営意欲の高揚を図り、もって地域商業の振興に寄与することを目的とする。

2. 対象店舗

石川県内商工会地区内で、小売業、飲食店及びサービス業を営む店舗

ただし、大型店並びに運営の大部分が本部の指示によるフランチャイズ・チェーン加盟店等を除く。

3. 募集方法

公募による。（自薦、他薦を問わず、推薦（応募）用紙に店舗の写真を添付の上、応募していただくものとする。）

「商工かが・の」とに募集記事を掲載しPRするとともに、募集案内のチラシ（推薦（応募）用紙を含む。）を作成し各商工会の事務所に設置する。

4. 選定方法

本会に学識経験者若干名による審査委員会を設置し、委員が対象店舗を訪問の上、審査基準に基づき審査し決定する。

なお、応募者が多数の場合は、必要に応じて、推薦（応募）用紙による書面審査を実施の上、訪問審査を実施できるものとする。

5. 審査基準

審査委員会において、看板、店舗外装、店頭、店内レイアウト、商品陳列、ディスプレイ、照明、品揃え、POP広告、接客サービス、顧客管理などの項目について審査基準を決定し、これに基づき審査を行う。

6. 表彰の種類及び店数（予定）

最 優 秀 賞 1店

優 秀 賞 2店

ベ ス ト 店 賞 7店

上記のほか、審査委員会での審査において、「特別賞」を設けることができる。

7. 表彰の方法

審査委員会において選定された店舗を石川県商工会連合会長が表彰する。
なお、表彰は、表彰楯をもって行う。

8. 被表彰店の公表

被表彰店を次のとおり公表し、当該店舗のPRの一助とする。

- ①本会の会報「商工かが・のと」による紹介
- ②本会のホームページに掲載し紹介

9. その他

この要綱に定めのない必要な事項については、石川県商工会連合会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年8月31日から実施する。

この要綱の一部変更は、平成27年5月21日から実施する。